

令和2年度山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者募集要項

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金は、製造業における高度な知識又は技術を有する人材を確保及び育成するとともに、これら技術系人材の県内定着を促進するため、山梨県と産業界との出捐により基金を創設し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている大学生等が、対象業種企業に就職し、**県内で一定期間従事した場合に、卒業前2年間に貸与を受けた奨学金の返還を補助金支給するものです。**

補助金の支給対象となる大学生等を募集しますので、ぜひ、ご応募ください。

1 募集対象者

申込日現在に、大学、大学院、高等専門学校のうち、**理学部、工学部若しくはこれらに準ずる学部、研究科等（以下「大学等」という。）に在学**し、次の各号のすべてに該当する学生を対象とします。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の**第一種奨学金又は第二種奨学金**の貸与を受けていること。
- (2) 令和3年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を予定していること。
- (3) 令和3年4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する意向があること。

※ 対象業種企業

県内に本社を有する中小企業、又は勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業。なお、大企業（資本金3億円以上かつ従業員300人以上）又は県外本社の中小企業に就職予定の方は、勤務先が山梨県に限定した採用であることが必要です。

- ・中分類18 プラスチック製品製造業
- ・中分類24 金属製品製造業
- ・中分類25 はん用機械器具製造業
- ・中分類26 生産用機械器具製造業
- ・中分類27 業務用機械器具製造業
- ・中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・中分類29 電気機械器具製造業
- ・中分類30 情報通信機械器具製造業
- ・中分類31 輸送用機械器具製造業

2 募集人数 令和2年度（2021年3月）卒業予定者 32名

3 募集期間 令和2年4月1日（水）～令和2年8月31日（月）
※ただし、募集人員に達したところで募集は締め切ります。

4 補助内容

支給対象者として認定された方が、大学等卒業後、直近の9月末日までに対象業種企業に正規雇用により就業かつ山梨県内に住所を有し、その事実が確認できる書類を添付して申請することにより、前年度の山梨県内での勤務実績に応じて、奨学金の返還を補助します。

補助額等 大学等の在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち下記表の額

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間 ※別表を参考にしてください。	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。）
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額補助上限額は、2の区分と同様とする。）

（例）国公立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額30,000円の場合

貸与月額30,000円×卒業前2年間に貸与を受けた月数24ヶ月＝補助額720,000円

毎年度補助額 交付決定額×1/8×（前年度に県内事業所で勤務した月数÷12）

※卒業後10年間のうち、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給します。（**通算8年間勤務で補助上限額の満額を支給。**）

※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となります。(交付決定の取り消しについては山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱(県HP)をご参照ください。)

※転勤等により県外事業所で勤務した期間は、補助期間に含まれません。

5 応募方法

次のとおり募集期間内に提出書類を提出してください。

(1) 提出方法 持参又は簡易書留

(2) 提出先 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県産業労働部産業人材育成課人材育成担当

(3) 提出書類

① 支給対象者認定申請書【様式第1号】	} ※記載例を参考に してください。
② 履歴書【様式第2号】	
③ 応募理由書【様式第3号】	

④ 奨学金の借り入れを証する書類(奨学生証の写し)
⑤ 成績証明書(直近の状況がわかるもの)
⑥ 第二種奨学金の貸与者で自宅外から通学している者のみ
下記の書類提出が必要

※家計支持者と別住所であることが確認できる書類
(住民票、アパートの契約書の写しなど)

6 支給対象者の認定

書類により選考し、その結果を随時通知します。

※令和2年9月末までに、文書で通知する予定です。

7 支給対象者の認定の取り消し

次のいずれかに該当したときは、対象者認定の取り消し等の措置を行います。

(1) 支給対象者を辞退する旨の申出があったとき

(2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき

(3) 留年等により卒業する年度に卒業しなかったとき

(4) 大学等を卒業した日以後直近の9月末までに対象業種企業に就業しなかったとき

(5) 退学したとき

(6) 奨学金の返済を滞納したとき

8 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成担当 山下

TEL 055-223-1567 FAX 055-223-1560

E-mail sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp

制度の詳細、様式等は、山梨県産業労働部産業人材育成課のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。「山梨 産業人材」で検索できます。

URL http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojyokin/syuugyohojyo_top.html

※お気軽にお問い合わせいただき、まずはご応募ください。